

# 上住委員提出資料

# 海外映画作品の日本撮影費用にかかる消費税の還付について

## 消費税還付可能

- 海外の映画製作者が、日本での映画撮影にあたって支出した費用にかかる消費税は、還付を受けられる場合がある。
- ハリウッド映画作品の日本での撮影で、還付を受けた実績がある(右図)。

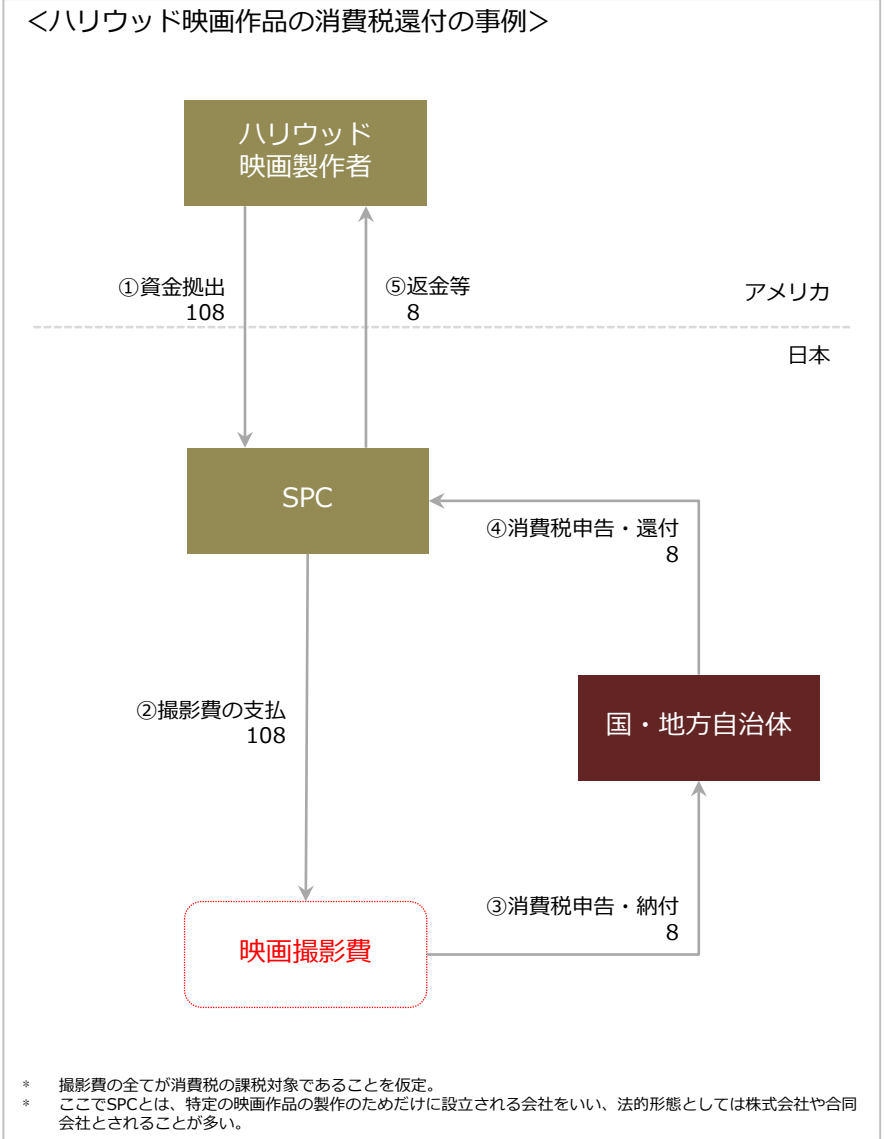
## 還付にあたってのポイント

- SPCの組成：海外の映画製作者本体が、日本において消費税の申告を行うことは現実的でない。
- 透明性：撮影費の内訳の明確化や証憑書類の整理・保管が重要。
- キャッシュフロー：消費税の還付を受けるまでの期間についてはキャッシュフローの負担が生じる。
- スキームコストを考慮すると、損益分岐点となる撮影費は5,000万円程度と考えられる（大規模作品だけではなく、中規模作品にも活用可能な仕組み）。

## 過去の経験からの所感

- 海外の映画製作者に、日本での映画撮影にかかるコストが実態以上に高く誤認されている可能性がある。
- 消費税の還付可能性について周知が進めば、海外の映画製作者による日本での映画撮影が促進される可能性がある。
- SPCを設立してお金の流れを透明化する事により、海外事業者から前金で消費税を上乗せた額の拠出を受けやすくなるという効果もある。

＜ハリウッド映画作品の消費税還付の事例＞



\* 撮影費の全てが消費税の課税対象であることを仮定。  
\* ここでSPCとは、特定の映画作品の製作のためだけに設立される会社をいい、法的形態としては株式会社や合同会社とされることが多い。